

社会福祉法人有誠福社会 内部通報規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、役員及び職員からの当法人の業務に関する組織的又は個人的な不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及びその是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2条（定義）

1. 本規程において「不正行為」とは、法人の業務において法人及び法人役職員による組織的又は個人的な法令違反行為、法人が定める社内規程違反行為をいう。
2. 本規程において「通報対象行為」とは、不正行為が生じ又は生じるおそれがあることをいう。
3. 本規程において「通報」とは、法人役職員が通報対象行為を知らせることをいう。
4. 本規程において「相談」とは、通報に先立ち又は通報に関連して、通報の取扱いや窓口利用者の保護の仕組み等に関する相談を行い、必要な助言を受けることをいう。
5. 本規程において「被通報者」とは、通報対象行為を行っている又は行おうとしているとして通報された者をいう。
6. 本規程において相談又は通報を受け付ける相談窓口を「法人相談窓口」という。
7. 本規程において「法人相談窓口」の他に相談又は通報を受け付ける外部の窓口を「外部相談窓口」という。
8. 本規程において「窓口調査・担当者」とは、法人相談窓口において通報又は相談を受け付けた後、法人相談窓口からの指示により通報対象行為に関する調査を担当する者をいう。
9. 本規程において「調査協力者」とは、調査担当者の求めに応じて、通報対象行為に関する調査に協力した者をいう。
10. 本規程において「発生部署」とは通報対象行為が発生した又は発生している部署・事業所をいう。
11. 本規程において「法人相談窓口」及び「外部相談窓口」を利用した者は「窓口利用者」という。
12. 本規程において職員とは、正職員、非正規職員、契約職員、嘱託職員、パート、アルバイト及び派遣労働者をいう。（以下、「利用対象者」という。）

第2章 通報処理体制

第3条（責任者）

1. 当法人は、通報に適切に対応するための体制を整備し、「理事長」がこれを総括する。
2. 本規程に基づく制度の整備及び運用に関しては、「コンプライアンス担当責任者」を責任者とし、これに「常務理事」を充てる。
3. 「コンプライアンス担当責任者」は、理事会に対して、本規程に基づく制度の整備及び運用状況等について定期的に報告しなければならない。

第4条（役職員の責務）

当法人及び当法人役職員は、法人内の不正行為を認知したときは、その是正に努めなければならない。

第5条（相談窓口及び通報窓口）

1. 相談又は通報を受け付ける「法人相談窓口」は法人本部に置く。
2. 「法人相談窓口」の他に相談又は通報を受け付ける「外部相談窓口」を設置する。
3. 「コンプライアンス担当責任者」、「法人相談窓口」、「外部相談窓口」の連携を図るため、三者を「協議チーム」とする。
4. 「協議チーム」の運営は、通常は、「コンプライアンス担当責任者」及び「法人相談窓口」担当者の二者が行い、調査結果の共有並びに、是正事項の協議などを行う。
但し、相談内容により専門的な意見等を踏まえ検討が必要と判断される場合、もしくは、「外部相談窓口」からの要請があった場合は、三者による調査結果の共有並びに、是正事項の協議などを行う。

第6条（相談者及び通報者）

1. 「法人相談窓口」及び「外部相談窓口」を利用できる者は、当法人の役員及び職員（通報の日から1年以内に当法人職員であったものを含む。）とする。
2. 利用対象者は、匿名で「法人相談窓口」及び「外部相談窓口」を利用することができる。

第7条（不正の目的による通報又は相談の禁止等）

「利用対象者」は、虚偽の通報又は相談や、他人を誹謗中傷する目的の通報又は相談その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。

第8条（情報共有の範囲）

1. 「法人相談窓口」や「外部相談窓口」に対する相談があった場合、予め明示的に同意しない限り、「窓口利用者」の所属・氏名・連絡先に関する情報や、相談内容から個人を特定させるようなことに繋がる情報については、「協議チーム」を超える共有は行ってはならない。
2. 「外部相談窓口」への相談の場合、「法人相談窓口」への情報の共有並びに報告等につい

ては、予め相談者の明示的な同意が無い場合、匿名性に鑑み、「外部相談窓口」の判断により報告・報告の方法について判断することができる。

第3章 通報の処理

第9条（相談又は通報の方法）

相談又は通報は、電話、電子メール、書面又は面談により行うことができる。

第10条（相談及び通報受付における配慮）

「法人相談窓口」及び「外部相談窓口」は、通報を受け付けるに際し、通報者の秘密に配慮しなければならない。

第11条（通報受領の通知等）

1. 「法人相談窓口」は、電子メール、書面により通報を受け付けた場合、通報者に対し、速やかに、通報を受領した旨を通知する。
2. 「外部相談窓口」は、電子メール、書面により通報を受け付けた場合、速やかに、通報を受領した旨を通知する。また、「コンプライアンス担当責任者」もしくは、「法人相談窓口」に報告を行う。
3. 「法人相談窓口」及び「外部相談窓口」は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、「協議チーム」内にて公正、公平かつ誠実に検討し、通報者に対し、通報をした日から20日以内に、今後の対応について通知する。
4. 前2項の規定は、匿名による通報の場合には適用しない。

第12条（調査）

1. 「法人相談窓口」及び「外部相談窓口」に通報された通報対象行為に関する調査担当は「コンプライアンス担当責任者」とする。
但し、「コンプライアンス担当責任者」は、通報対象行為に関する十分な調査を行うことが必要と判断した場合には、「法人相談窓口」の職員に対し、発生部署の責任者への聞き取りや、通報対象行為調査に関する必要な権限等を「窓口調査・担当者」に委任し、必要な調査を行わせることについて指示ができることとする。
2. 「法人相談窓口」より指示を受けた「窓口調査・担当者」は、速やかに状況調査の上、「コンプライアンス担当責任者」に報告する。
3. 当法人役職員は、調査を受ける場合には、これに誠実に応じなければならず、虚偽を述べてはならない。

第13条（情報管理）

調査により得られた情報は、「窓口調査・担当者」及び不正行為等の是正措置等の検討に関与する役職員に限り共有するものとする。

第14条（調査における配慮）

「窓口調査・担当者」は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。

第15条（協力義務）

1. 「窓口調査・担当者」は、各部署に対し、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。
2. 各部署・事業所の管理者及び関係役職員は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならないが、また、調査を妨害してはならない。
3. 「法人相談窓口」は、調査協力者が予め明示的に同意しない限り、調査協力者の氏名・連絡先に関する情報や、相談内容から個人を特定させるようなことに繋がる情報については、「協議チーム」を超える共有は行ってはならない。

第16条（進捗状況等の通知）

1. 「法人相談窓口」は、被通報者や調査協力者の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、適宜、調査の進捗状況について通知するよう努める。
2. 「法人相談窓口」は、調査の結果を踏まえ、調査結果を、可及的速やかに取り纏め、通報者に対し、通知する。
3. 前2項の規定は、匿名による通報の場合には適用しない。

第17条（是正措置等）

1. 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長又は当該不正行為に関連する部門の責任者は、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。
2. 法人は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した法人役職員に対し、就業規則に従って、適切な処分等を課すこととする。
3. 「コンプライアンス担当責任者」及び、「窓口調査・担当者」は、調査結果及び是正措置等について協議を行う。また、外部相談窓口の専門的な知見・助言等を必要に応じ適宜求め、公正、公平な協議に努めること。
4. 「外部相談窓口」は、受け付けた通報ケースについて、自らの求めにより、調査結果及び是正事項等についての協議の場に参画することができる。
5. 法人は、被通報者や調査協力者の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、速やかに是正結果について通知する。但し、匿名による通報の場合はこの限りではない。

第18条（フォローアップ）

「法人相談窓口」は、通報処理終了後も、通報者に対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないかを適宜確認するものとする。但し、匿名による通報の場合はこの限りではない。

第4章 関係者の責務等

第19条（通報者等の保護）

1. 法人及び法人役職員は、相談者及び通報者（以下、「通報者等」という。）が通報又は相談したことを理由として、「通報者等」に対して、解雇その他のいかなる不利益取扱いを行ってはならない。
2. 法人及び法人役職員は、「調査協力者」に対して、通報対象行為に関する調査に協力したことを理由として、不利益取扱いを行ってはならない。
3. 前2項に定める不利益取扱いが行われた場合には、法人は、当該不利益取扱いを行った法人役職員に対して、就業規則に従い、適切な処分等を課すものとする。
4. 第1項又は第2項に定める不利益取扱いが行われた場合には、当法人は、当該不利益取扱いを受けた当法人役職員に対して適切な救済及び回復のための措置を講じるものとする。
5. 法人は、「通報者等」が通報又は相談したことを理由として、「通報者等」の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。

第20条（探索の禁止）

法人役職員は、「通報者等」が誰であるか、「調査協力者」が誰であるかを探索してはならない。

第21条（秘密保持）

1. 「協議チーム」及び不正行為等の是正措置等の検討に関与した役職員並びにこれらの者であった者は、正当な理由がない限り、通報対応業務に関して知りえた事項であって「通報者等」を特定させるものを漏らしてはならない。
2. 法人役職員は、本規程に定める場合のほか、正当な理由がない限り、通報対象行為に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。
3. 法人役職員は、正当な理由がない限り、通報対象行為に関する情報を目的外に使用してはならない。
4. 法人は、正当な理由なく前3項の規定に違反した者に対し、就業規則に従って処分を課すこととする。

第22条（利益相反の回避）

1. 法人役職員は、自らが関係する不正行為についての相談又は通報の処理に関与してはならない。
2. 法人役職員は、通報対象行為に関する調査や不正行為の是正措置等の検討に当たり、利益相反の回避に努めるものとする。

第5章 その他

第23条（周知・研修）

1. 「コンプライアンス担当責任者」は、個人情報等の保護に配慮した上で、本件窓口の運用実績について当法人役職員に対して周知するものとする。
2. 「コンプライアンス担当責任者」は、理事長を含む法人役職員に対して、定期的に内部通報制度に関する周知及び研修を行うものとする。

第24条（本規程に基づく制度の運用及び改善）

理事長は、本規程に関する整備及び運用の状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行うとともに、必要に応じて改善に努めるものとする。

第25条（所轄）

本規程の所轄は、法人本部とする。

第26条（改廃）

本規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

（実施日）

- ・この規程は令和4年6月1日から実施する。